# 平成17年度の実施体制について

### |平成 16 年度第 4 回環境技術実証モデル事業検討会資料より抜粋|

# 平成 17 年度以降の事業実施の方向性について

# 【前提(確認事項)】

- 1. 2年間の国負担体制期間を終えた技術分野は、原則、手数料徴収体制へ移行する。17年度は、酸化エチレン処理、小規模事業場向け有機性排水処理、山岳トイレの3分野。
- 2. 3技術分野以外の分野については、17年度も原則、これまでと同様の体制で実施する。
- 3. 手数料は、試験実費に当たる部分とし、これには、試験に伴う人件費や旅費を含む。試験実費以外の費用分担は、従来と同様。
- 4. 手数料徴収等の事務手続きの円滑化のため、3技術分野については、「実証運営機関」を設置する。 申請者は実証運営機関に手数料を納付し、実証機関は実証運営機関から委託を受ける。
- 5. 実証運営機関は、当面、技術分野ごとに 1 機関ずつの設置を検討。また、当面、公的機関又は NPO から選定する。
- 6. 手数料の中小企業等への支援については、本モデル事業内での手当ては困難であるが、他の枠組 みによるものとの連携を検討する。
- 7. 技術実証のベネフィットを増すため、米国と同様の方法により、実証済み技術に対してロゴマークを交付する。

# 【17年度実施の上での論点】

## (全般的事項)

- 1. <u>技術分野の廃止の手続きについて</u> [実施要領・第1部第2章、第2部第5章] これまで、技術分野の廃止のための手続きがなかったが、廃止の手続きを実施要領に明記しておくべきではないか?
- 2. 手数料徴収体制の例外措置について [実施要領・序]

17年度手数料徴収体制に該当する技術分野であっても、手数料徴収体制への移行になお課題がある場合には、課題の解決の検討を優先すべきではないか。ただしその場合は、実証機関等の公募を行わないことを前提とし、課題解決の検討に専念すべきではないか。(山岳トイレ技術分野における検討結果)

#### (手数料徴収体制に関する事項)

3. <u>実証試験が中断された場合の扱いについて</u> [実施要領・第2部第8章] 何らかの理由により実証試験が完了されなかった場合、手数料は、実行された部分に要した額を 精算、という考え方でよいか?

4. 手数料額の決定時期について [実施要領・第2部第4章、第2部第6章]

実証機関の公募前の段階では、機関により単価が異なることなどから、手数料額は決定できないが、対象技術の公募前の段階では、手数料額の目安がある程度分かっている必要がある。従って、 実証機関選定後、速やかに、手数料額の目安を決めておくべきではないか?(場合分けごとに幅のあるもので可)

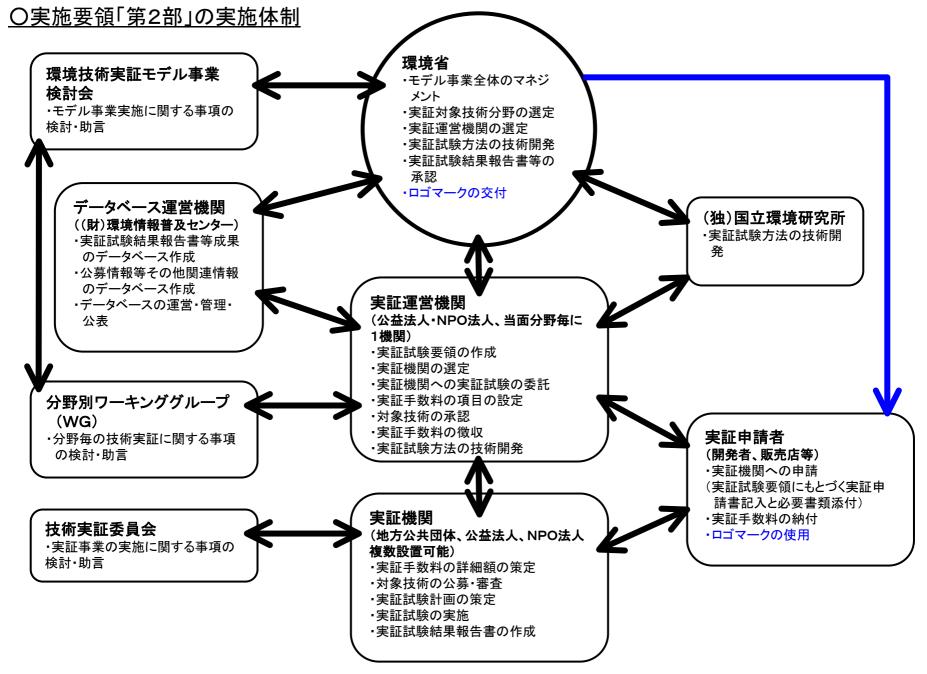
5. 対象技術の「選定」と「審査」について [実施要領・第2部第6章]

手数料徴収体制においては、実証機関が対象技術を「選定」することは不適切ではないか? 要件を満たすかどうかの「審査」のみとすることが適切ではないか? またその際、季節の影響の問題がある場合等を除き、実証機関のキャパシティの範囲内において、対象技術の公募期間を可能な限り長く取るべきではないか?

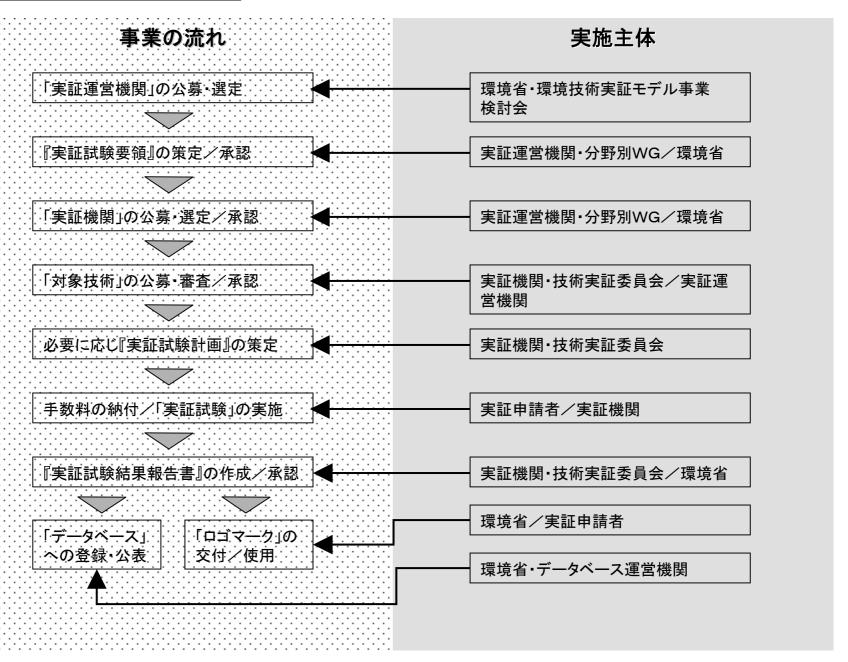
(手数料徴収体制と国負担体制に共通する事項)

- 6. 対象技術の審査の要件について [実施要領・第1部第5章、第2部第6章]
  - 「過去に公的資金による類似の実証が行われていないこと」を、対象技術の審査の要件に加えるべきではないか? また、同一と見なせる技術が複数の実証機関に対して申請された場合には、1機関でのみ実証が行われるよう調整すべきではないか?
- 7. <u>ロゴマークの使用方法について</u> [実施要領・第1部第10章、第2部第11章] ロゴマークの使用は、米国の例にならい、 実証事業そのものの紹介、 実証済み技術の紹介、 に限定することでよいか? その際、 には制限を設けないが、 については、環境省等による認証・認可を少しでも謳うような状況での使用を制限することでよいか?
- 8. <u>ロゴマークの交付の範囲について</u> [実施要領・第1部第10章、第2部第11章] 本モデル事業の普及のため、また、技術実証の効果の計測のため、ロゴマークは、国負担体制のものにも交付すべきではないか? また、16年度以前に実証された技術についても、さかのぼって交付すべきではないか?

17年度から手数料徴収体制となる、酸化エチレン処理技術分野及び山岳トイレ技術分野について、 各WGでの検討状況は別添1・2のとおり。(小規模事業場向け有機性排水処理WGは検討中)



# ○実施要領「第2部」の事業の流れ



# < 小規模有機性排水処理技術における手数料について >

### 「測定・分析等」

項目	内訳	備考
人件費 (現地作業)	全体 現地作業計画策定のための踏査 水質実証項目 試料採取 運転及び維持管理実証項目 現地での調査、試料採取 監視項目 流量調査	現地作業の計画策定のために、踏査が必要となる。
補助職員賃金	上記各種作業の補助アルバイト代	
機器損料(現地作業)	運転及び維持管理実証項目 騒音計、ポンプ(臭気) データ処理機 等 監視項目 クランプロガー 等	
消耗品 (現地作業)	ガラス器具、カラム等機材	
外部委託費 (分析作業)	水質実証項目 pH, BOD, n-Hex, T-N, T-P 等 運転及び維持管理項目 汚泥、臭気 等	人件費、機器損料、消耗品 費込み

# 「試験に伴う(上記以外の)消耗品」

項目	内訳	備考	
消耗品	測定・分析以外の消耗品等は申請者負担。	本技術分野では、これらは	
電気代	申請者負担	申請者が負担している。	

### 「出張旅費(実証機関)」

項目	内訳	備考
旅費	現地作業毎の、実証試験実施場所までの旅費	

### < 小規模有機性排水処理技術分野における今後の検討事項 >

既設実機による実地試験が主であり、試料採取を中心に現地作業が多く発生する。また、実験室における分析作業も発生する。

実証項目、サンプル回数は、実証対象機器ごとに決定される。

通常、分析作業については、人件費・消耗品費・機器損料・大型機器の減価償却費込みで、 一検体あたりの単価が設定されている。

以上の理由により、本技術分野における該当費用は、実証試験実施場所の位置、実証項目の 種類、それぞれのサンプル回数によって大きく変化する。 埼玉県

広島県 1基あたり 8 821 500

		8,821,500
	県	協力機関
測定分析		
人件費		
管理費		
直接経費		
調査車両費		16 760 000
機器損料		16,760,000
消耗品費	883,000	
分析費	·	
補助職員人件費		
職員旅費		
その他運営		
人件費		
管理費	13000	
直接経費		
職員旅費	722,000	
報償費		
会場借り上げ費	430,000	
会議費	430,000	
通信運搬費		
補助職員人件費		
印刷製本費	652,000	
共済費		

設	計	業務		
	人	件費	523,100	
	直	接経費		
		踏査車両費	8,000	
測	定:	分析		
	人	件費	700,200	
	直	接経費		
		調査車両費	216,000	
		機器損料	109,000	
		消耗品費	2,000 生	Ξ物 1基
		分析費	3,779,000	4,806,200

大阪府 物理処理3ヶ月 設<u>計業務</u> 人件費 直接経費 踏査車両費 341,750 8,000 測定·分析 人件費 373,400 直接経費 調査車両費 機器損料 108,000 104,500 消耗品費 分析費 1,905,900

1,000 物理 1基 2,492,800

> 1基あたり 8,427,600

		県	協力機関
測定	分析		
人	.件費		4,080,000
管	理費		1,358,800
直	接経費		
	調査車両費		
	機器損料		
	消耗品費	1,408,000	8,667,600
	分析費		
	補助職員人件費	376,800	
	職員旅費	124,000	840,000
そ <u>の</u>	他運営		
人	、件費		
直	1011		
	職員旅費	228,000	
	報償費	750,000	
	会場借り上げ費	60,000	
	会議費	50,000	
	通信運搬費	30,000	
	補助職員人件費	241,200	
	印刷製本費	500,000	
	共済費	4,000	

1基あたり

川県∶実証試験2箇所を想定		4,142,908
	県	協力機関
測定分析		
人件費		1,040,000
管理費		·
直接経費		
調査車両費		
機器損料		
消耗品費	257,556	
分析費	291,060	6,643,200
補助職員人件費		
職員旅費	33,000	
燃料費	21,000	
その他運営		
人件費		
管理費	300,000	
直接経費		
職員旅費	524,400	
報償費	218,400	
委員旅費	118,080	
会場借り上げ費		
会議費		
通信運搬費		
補助職員人件費	34,000	
印刷製本費	420,000	
共済費		